	ハバロフスク	620,000	578,600	557,800	495,500	433,200	391,600	350,100	329,300	308,500	287,800
	ユジノサハリンスク	650,000	615,200	594,600	532,700	470,800	429,500	388,300	367,600	347,000	326,400
中東	ドバイ	470,000	456,100	437,100	380,100	323,100	285,100	247,100	228,100	209,100	190,100
	ジッダ	530,000	516,500	500,000	450,400	400,800	367,800	334,800	318,200	301,700	285,200
	イスタンブール	530,000	508,800	487,600	424,000	360,400	318,000	275,600	254,400	233,200	212,000

三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	490,000	480,000	450,500	434,100	417,700	368,400	319,100	286,300	253,500	237,000	220,600	204,200
北米	ニューヨーク（国際連合）	660,000	550,000	515,900	495,200	474,600	412,700	350,800	309,500	268,300	247,600	227,000	206,400
	モントリオール（国際民間航空機関）	590,000	570,000	528,300	507,100	486,000	422,600	359,200	317,000	274,700	253,600	232,400	211,300
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	640,000	620,000	574,100	551,200	528,200	459,300	390,400	344,500	298,500	275,600	252,600	229,700
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	890,000	750,000	699,300	671,300	643,300	559,400	475,500	419,600	363,600	335,600	307,700	279,700
	（軍縮会議）	780,000	750,000	699,300	671,300	643,300	559,400	475,500	419,600	363,600	335,600	307,700	279,700
	パリ（経済協力開発機構）	620,000	560,000	522,500	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	（国際連合教育科学文化機関）	580,000	560,000	522,500	501,600	480,700	418,000	355,300	313,500	271,700	250,800	229,900	209,000
	ブリュッセル（欧州連合）	630,000	570,000	529,500	508,300	487,100	423,600	360,100	317,700	275,300	254,200	233,000	211,800

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち一　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三